

瑞穂市都市計画公聴会会議録

日 時 平成27年1月15日 午後1時30分から午後2時46分
場 所 瑞穂市民センター2階大ホール
公述人 5名（公述人1、公述人2、公述人3、公述人4、公述人5）
傍聴人 16名
出席者 議長 都市整備部長 弘岡敏 司会 環境水道部長 鹿野政和
説明者 下水道課長 梶浦要
都市開発課長 若園悟 都市開発課総括課長補佐 江崎哲也
都市開発課課長補佐 小倉孝一 下水道課総括課長補佐 工藤浩昭

全文筆記

【司会（鹿野部長）】

それでは、定刻となりましたのでただ今より瑞穂市都市計画公聴会を開会いたします。私は、本日司会を務めます瑞穂市環境水道部長の鹿野と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。

この公聴会は、都市計画法第16条第1項の規定により開催するもので、今回は瑞穂市決定の岐阜都市計画下水道の変更案についてご意見を公述していただくものでございます。本日の公聴会では、昨年12月1日から15日までの間に公述の申し出をしていただいた5名の方に意見公述していただきます。

それでは、まず公述人の選定について説明いたします。今回は5名の方から公述の申し出がありました。一部類似した意見がございましたので、公述人の選定につきましては運営会議に諮りましたが、多数の申出ではありませんでしたので、申出がありましたすべての方に公述していただくこととしました。公述の順序につきましては、公述申出書の受付順とさせていただきます。

次に、公述の際の注意事項をお伝えします。公述人の方は、市からの都市計画案の説明があったあと、ご着席いただいております順に公述をお願いいたします。公述時間につきましては、ご案内のとおり1人15分以内でお願いいたします。公述終了時間の1分前にベルを鳴らして合図いたしますので、制限時間がまいりましたら発言の途中でありましても、公述を終了していただきますようお願い申し上げます。また、公述申出書に記載いただきました意見の要旨や理由に基づいて公述されますようお願いいたします。なお、公述の内容が公述申出書の要旨から大きく外れた場合や都市計画案の内容から外れた場合には、議長が公述の制止をすることがございますので、あらかじめご承知おき願ひます。公述人の方は、お名前をお呼びしましたら、公述席にお進みいただきまして、ご自分の住所、氏名、年齢をおっしゃっていただき、ご意見を公述していただきますようお願いいたします。公述の内容に不明確なことがございましたら、議長が質問させていただくことがありますのでご承知おき願ひます。また、公聴会は、ご意見を述べていただく場であり、質疑応答を行う場ではございませんので、公述人や傍聴人からの事務局への質問はできないこととなっておりますので、あらかじめご理解をお願いいたします。

次に傍聴人の皆様をお願いを申し上げます。本日の公聴会は、受付でお渡ししました次

第の裏面に記載してございます注意事項を守っていただきますようお願いいたします。公述の内容にご意見がある方もいらっしゃるかとは思いますが、先ほど申し上げましたように本日の公聴会は公述人の方が、意見を述べることを目的としていますので、何卒ご理解をお願いいたします。また、公聴会の進行を妨げることがあった場合には、退場していただくこともございますので、ご注意くださいようお願い申し上げます。また、注意事項に記載のとおり、公聴会での録音、動画撮影、写真撮影は禁止となっておりますので、ご注意願います。事務局につきましては、記録の作成と保存のため、録音、動画撮影及び写真撮影を行うことを申し添えます。報道機関の方につきましても、録音や撮影は議事が始まるまでとさせていただきますのでよろしくお願いいたします。

最後になりますが、携帯電話をお持ちの方は、電源をお切りになるかマナーモードに設定していただくようお願いいたします。また、本日の予定時間は、広報では1時間程度とお知らせしていましたが、1時間半から2時間ぐらいになるかと思っておりますので、ご了承願います。

あらためまして、本日の進行については、瑞穂市都市計画公聴会運営要領第6条第1項の規定に基づき、瑞穂市都市整備部長の弘岡が議長を担当しますので、よろしくお願いいたします。それでは、議長お願いいたします。

【議長（弘岡部長）】

みなさん、こんにちは。本日は足元の悪い中、またご多用の中、瑞穂市都市計画公聴会にお集まりいただき、誠にありがとうございます。私は、本日、議長を務めさせていただきます瑞穂市都市整備部長の弘岡でございます。よろしくお願いいたします。

それでは、次第に沿って進めてさせていただきます。

まず、今回の岐阜都市計画下水道の変更案の内容を、相浦下水道課長より説明願います。

【説明者（相浦課長）】

それでは、岐阜都市計画下水道の変更案の説明をさせていただきます。お配りさせていただいた資料とこちらのスクリーンによって説明させていただきます。

現在、瑞穂市には公共下水道はありません。今回の都市計画下水道が変更となっておりますのは、既に牛牧、別府、只越、穂積の都市下水路が都市計画決定されており、今回の公共下水道の雨水排水区域に都市下水路を含めることから、都市計画下水道の変更となっております。その内容についてご説明させていただきます。

1番目に、下水道の名称は、瑞穂市公共下水道です。

2番目に、排水区域ですが、汚水の排水区域は瑞穂市の市街化区域全域です。スクリーンでは、用途別に色がついている区域ですが、1, 151haが排水区域です。続きまして雨水の排水区域は、汚水と同じく瑞穂市の市街化区域全域で1, 151haでございます。

3番目に、下水管渠ですが、汚水管渠の排水区域の1, 000ha以上を受け持つ幹線として、瑞穂第一汚水幹線、起点が牛牧字起証田、終点が牛牧字野畑の約500mです。スクリーンでは、五六川、犀川のこの位置です。次に、処理施設からの放流管渠ですが、起点が牛牧字起証田、終点が牛牧字起証田です。スクリーンでは、こちらが犀川遊水地、

現在の五六川のこの位置で国が計画をされています改修後の起証田川へ放流することになります。

4番目に、その他の施設として、アクアパークみずほとして污水处理施設ですが、位置は、牛牧字起証田で用地面積は約42,000㎡です。スクリーンでは、赤い部分のこの場所です。次に、雨水施設として別府ポンプ場です。位置は、穂積字向野で用地面積は3,400㎡です。スクリーンでは、国道21号の南、こちらが天王川で天王川へ排水するためのポンプ場です。

最後に、今回の都市計画決定の理由を説明させていただきます。お配りした資料に記載がありますが、簡潔に説明させていただきます。瑞穂市は、岐阜市、大垣市の間に位置した立地条件の良さ、国道21号が市の中心部を通っていることやJR東海道線の穂積駅があることから交通至便の地として都市化が進み、行政人口も継続的に増加しています。都市化や人口増加に伴い、市内の河川や水路は、家庭などからの生活雑排水の増加から、水質悪化が進んでいる状況にあります。しかしながら、污水处理人口普及率は53%と他市町村と比べ污水处理施設の普及が遅れている状況であり、健全な水環境を取り戻すためにも、早期の対策が必要となっています。そのため、市街化区域については公共下水道事業を推進するため、公共下水道の汚水の排水区域、下水管渠や下水処理場などについて都市計画に位置付け、公衆衛生の向上に寄与し、公共用水域の水質保全に資することを目指すものです。雨水排水については、既に都市下水路が都市計画決定されていますが、今回の公共下水道の雨水排水区域に含まれるため、あわせて公共下水道の雨水処理区域に変更します。なお、今回公共下水道として位置付ける区域は、岐阜都市計画区域の整備、開発及び保全の方針および木曾川及び長良川流域別下水道整備総合計画において、単独公共下水道として整備することが位置付けられており、上位計画との整合も図られています。

以上、岐阜都市計画下水道の変更案の説明を終わらせていただきます。

【司会（鹿野部長）】

公述の準備をさせていただきますので、少々お待ちください。

【議長（弘岡部長）】

それでは、ただいまから公述を行っていただきます。始めに公述人1様、公述場所までお進みください。それでは、公述をお願いいたします。

【公述人1様】

公述人1〇〇歳瑞穂市〇〇です。私は主に財政の点で公述をさせていただきたいと思えます。今から申し上げる数字的なものは、基本的に平成21年の上下水道事業審議会での答申内容に書かれた内容をベースにしております。まず、接続率の想定の見直しをし財政シュミレーションを見直す。そして実質公債比率の数値の検証をするというものです。接続率というものは、下水道に各家庭が接続することなんです。今、想定では、使用開始から10年で70%の接続という設定のもとで財政シュミレーションを取っています。この接続率というものは、利用者からの負担金や利用使用料等の収益がかなり見込まれてそれなりの財政となって、安定的に財政が浮くという前提となる大きな要素なのですが、現

実を見ますと、例えば駅西のコミュニティプラントの場合は、平成15年の開始から11年が経過した現在、接続率が4割ですね。これについては理由があると思いますが、実はこの接続率について平成21年の答申にもこのように書いてあります。この時点で巢南の西部下水と駅西のコミ・プラで接続していない理由について、経済的理由が最も多かったという記述が書かれています。つまりこの時点で接続率というのは非常にある意味整理されていたわけです。そして、先ほど申し上げましたように、財政シュミレーションでは、10年で70%、だけど現実、駅西のコミ・プラは11年で40%。なぜ接続率が上がらないのか。私は、ちょっと考えてみました。高齢者社会ますます増加しますが、高齢者にとって新たに浄化槽から接続するために自分の敷地内の費用がかかる。その部分の費用負担が経済的に負担になる。これは審議会でも懸念されている内容です。そのため接続率が上がらないのではないのか。今、瑞穂市では世帯が増加しておりますが、そのすべてが合併浄化槽です。では下水が通った時に、お金を払って下水に接続するかと言われれば、なかなか同意が得られるものではない。という理由で、結論としましては財政シュミレーションを接続率を10年計画70%じゃなく、11年で40%の駅西のコミュニティプラントの今の接続率の増加の状況を当てはめて財政シュミレーションをすべきだと意見を述べさせていただきます。そして、同時にその時の実質公債比率の数字がどうなるか。ちなみに今10年経過で70%の接続率をした場合の実質公債比率は12.5%上がります。今の瑞穂市の実質公債費は確か3%くらいだったかと思います。ですから、12.5%はもっと上がるということ。

2番目、財政シュミレーションの中で、下水道施設の維持管理費の費用が取り込まれています。北方町は税金で下水道事業が行われていますけれども、北方町は平成10年開始で16年経過しています。ここの維持費が一番大きいウェイトを占めているのが委託管理業です。委託管理業というのは、処理場の運営、管理、維持これを市で行うのではなくて、外部の下水道を扱っている業者に一括管理で委託するわけです。その費用が去年の26年は1億2,300万円計上しています。これはコミュニティプラントが開設すると同時に、瑞穂市の場合はどうするのか。たぶん、外部に委託されてやるのではないのかと想定はしますけれども、そうすると今の財政シュミレーションの中に委託管理業に想定するものは盛り込まれているのか。ということに点について懸念をしています。なので、一修繕費をもう一度見直すという2つ目の意見です。

そして3番目、先ほど言いました平成21年の下水道審議会の答申資料の中で、合併浄化槽の経済性が公共下水より劣るという指摘をもって、公共下水の推進を結論付けています。その時の合併浄化槽の根拠は、未整備の全ての世帯に合併浄化槽を敷設するわけですが、それを全て市の費用で負担するという。ただ実際に100%市の費用で設置するというのは少ないですね。例えば、9割を市が負担して残りを負担するというのはありますけれども、100%設置というのは現実的にはない。ましてや、先ほど接続率で10年で70%を想定しているんですけれども、実際の接続率はもっと低いわけですから、その、万が一全戸市が負担するということになる、その金額というのは100%という数字で算出すること自体が意味がないというふうに思います。そしてもう一つ、維持費についてですけれども、一戸当たり81,000円として計算しています。北方町の場合は50,000円から60,000円で維持費を実際にやっております。ですからこの維持

費の想定も30,000円ほど高いのです。けれど、実際その合併浄化槽の維持費というのは基本的に個人が負担するというのが多くの自治体が行っている方法ですので、この合併浄化槽の維持費と設置費100%実施した時のコスト計算して、合併浄化槽と下水道の経済性を比較をして、数値的には下水道のほうが安いという結論になっています。これ自体が非常に現実的でない比較であり、結論を導いていると思います。ですから私がここで言いたいのは、その比較の資料を実際に市が負担するだろうと想定する金額でもって経済性を比較すべきだというふうに疑念を申し上げたいと思います。

以上です。ありがとうございます。

【議長（弘岡部長）】

公述人1様、ありがとうございました。続きまして、公述人2様、公述場所までお進みください。

それでは、公述をお願いいたします。

【公述人2様】

名前は公述人2と申します。住んでいるところは〇〇という所です。年齢は〇〇歳でございます。

私のほうからは、今回の瑞穂市公共下水道事業の都市計画に積極的賛成という立場で公述させていただきます。

まず、今回の公述としまして、1番目に汚水処理がなぜ必要なのか、2番目に望ましい汚水処理方式について、3番目に処理施設の場所について、そして4番目になぜ早急に実施する必要があるのかについてご説明したいと思います。

最初に結論から述べさせていただきます。1番目の汚水処理が必要な理由、これにつきましては、みなさんどなたも賛成されると思いますけれども子供や孫の世代に良い環境を申し送るために必要だろうと。それは今を生きる私達に必要なだろうと思います。2番目の望ましい汚水処理方式について、これは私は公共下水道が望ましいというふうに思っています。3番目の処理施設の場所について、広報みずほの2014年9月号に記載されていましたが牛牧南部が望ましいだろうと思います。4番目の早急に実施する必要について、これは早ければ早いほど、無駄に合併浄化槽をつくる必要が無いからです。以下、先ほど申し上げました1番から4番までの結論に至る理由についてご説明します。

1番目の汚水処理が必要な理由、これについては後世に良い環境を申し送るためというふうに申し上げました。実際、近年の河川の汚染は目に余るものがありますし、ほんの60～70年前は、当地域の穂積地域であっても、非常に河川はきれいだったというふうに聞いていますし、子供さんが喜んで遊べるあるいは魚が取れると聞いておりますし、ひとえに我々の世代が私も65歳ですが、我々の世代がこの河川を汚したんだと思っております。これに対して我々が子や孫に良い環境を申し送る必要があるというふうに思っております。それが汚水処理が必要な理由だと思っております。そして、2番目の望ましい汚水処理方式について、これについては、資料は平成20年11月に汚水処理施設の効率的な整備管理に関する有識者研究会報告書というものが出ております。この時の委員は東京大学の花木教授以下6名の方で検討されておまして、その報告書によりますと処理水質の点

で、公共下水道は合併処理浄化槽より圧倒的にきれいという報告になっております。まず、みなさんご存知だと思いますけれども、処理水質は、公共下水道はBOD15以下、合併処理浄化槽はBODが20以下となっています。しかし、公共下水道のBOD15以下は必ず守りなさいよという決まり。全国の下水处理場の中にはBOD3以下というふうに決めているものもあるくらい公共下水道の場合には処理をきちっとやれています。しかし、合併処理浄化槽の場合はBOD20以下としておりますけれども、必ず守りなさいよという義務はない。現にこの報告の中に、岩手県の例が書いてありました。岩手県は合併浄化槽の定期検査実施率91%、これは全国で4番目に高い実施率だということは非常に水環境に関心の高い地域、そういう県でありながらBOD20以上の浄化槽が20%もあったという事実が記載されております。このように、私は合併処理浄化槽では、処理単位が小さいのが影響するのだと思いますけれども水質基準は守れないのではないかと考えております。

そして経費の点につきましても、合併浄化槽は公共下水道より費用が割高になるというのがこの時の報告です。この資料の中では、例えば広島市ということでシミュレーションされております。広島市の市街化区域外ということは人口密度が多少低いところだと思いますけれども、そういうところでのシミュレーションですけれども、集合処理と合併浄化槽を適切に配置する場合、いわゆる今回の瑞穂市の提案とよく似ています。その場合であっても、全て合併浄化槽で整備する場合と比べると、ライフサイクルコストが約1.5倍になると報告している。とういことは、このように全体として公共下水道が安価であるということになりますので、したがって今回のような提案の広報みずほに書いてあるような市街化区域では、公共下水道がいいというふうに思っております。いわゆる環境に対する優しさ、費用対効果の観点からも公共下水道にすべきだというのが私の考えたところがございます。

次に3番目の処理施設の場所についてですけれども、当然のことながら、水は上流から下流に流れます。汚れた水も同じように上流から下流に流れます。したがって、下流に流れて集まった汚水をまとめて処理するのが、当然でありまして、それを例えばポンプアップするようなことは考えてみても仕方がないことだと思います。あるいは、小規模の処理施設をいくつか作るという提案もあるかと思いますが、規模が小さくなればなるほど費用対効果が悪くなるのは当然だと思っております。したがって、結局、自然の摂理に従って、下流の今回提案の牛牧南部が最適かなと思っております。ただ、地元への負担は否定できないものがあります。しかし、安八町の百梅園がございまして。ああいう例にもあるように、処理施設の地上部分の積極的な有効活用を検討していくのが、我々の世代が子や孫へのプレゼントではないかというふうに私は思います。従いまして結論として処理施設の場所は、牛牧南部がいいと思いますし、ただ、その地上部分をいかに有効利用するかを我々が検討して提案していくのが子供や孫へのプレゼントだと思います。

4番目は、早急に実施する必要について、瑞穂市の人口密度は私が計算したところ県内で5番目になります。4番は岐阜市で6番は各務原市ですね。そういう中において、岐阜市の汚水処理の普及率は94%、それから各務原88%、瑞穂市で48%、そういうところでもあります。それから近い所で本巣市、こちらの人口密度は瑞穂市の1/20ということですね。こういうところでも高い汚水処理の普及率になっております。このように高い

人口密度の瑞穂市では、早急に公共下水道にする必要があると思っております。瑞穂市が外の方々に対して良いまちであることを自信を持って主張するためにも、早期の汚水処理施設の普及は必要であろうと思っております。現在、瑞穂市では、アクアパークすなみ処理地域とアクアパーク別府水処理センター地域以外に家を建てる場合には、合併浄化槽の設置が必須であります。一方、公共下水道があれば、合併浄化槽の設置は必要ありません。すなわち、公共下水が引かれていないが故に設置せざるを得ない合併浄化槽は無駄な施設になります。したがって、公共下水道の整備は早ければ早いほど良いというのが私の考えでございます。

最後に、人口5万人以上の市でしかも人口密度が高い地域でありながら公共下水道が無いために、合併浄化槽の設置が必要などというのは、外に向かってあまり大きな声で言えることではないと思います。是非是非大至急、公共下水道の整備をお願いしたいというふうに思っている次第でございます。

以上で私の公述とさせていただきます。ご清聴ありがとうございました。

【議長（弘岡部長）】

公述人2様、ありがとうございました。お席にお戻りください。続きまして、公述人3様、公述場所にお進みください。

それでは、公述をお願いいたします。

【公述人3様】

公述人3と申します。住まいは〇〇です。歳は〇〇歳です。

私は、現在瑞穂市が進めようとしている公共下水道については反対です。反対の理由はいくつかあります。一つには、災害に対して特に水害に対して全く対策が立てられていません。二つ目に処理場を分散化すると管路の建設費が安いということですね。逆に一点集中ですと管路が非常に高くなります。あとで理由を説明します。3番目に人口が集中していない地区及び合併浄化槽が設置できる地域については、合併浄化槽ですることによって、公共下水道は必要ありません。4番目に人口減少に伴う財政的な懸念が非常に大きい。そして最後に審議会のあり方進め方に問題があると言ったことで五つの点で今回の市の計画には反対と言わざるを得ないということです。

まず、1番から説明をさせていただきます。災害、特に水害対策、審議会は6回開かれました。平成20年の11月から平成21年の2月までの3ヶ月間ということです。当時、平成20年と今では気象の状況が全く違うといったことがあります。最近よく起こっていますけれども記録的短時間大雨情報が発令されるような事は、当時はほとんどありませんでした。しかし、今私たちの記憶に鮮明に残っているだけでも、伊豆大島の災害、広島福知山、苫小牧、更には小笠原の母島といったことで、このような雨が瑞穂市全域に降った場合、瑞穂市で一番土地の低い計画地へ流れこんだら、一体どうなるのか。五六川排水機場を増強するから大丈夫だと言われるでしょうけれども、1時間に100ミリ以上の雨が降った場合、本当に対応できるのか、シミュレーションが全くされていない。また、審議会の中でもこれについては全く検討されていません。集中処理場を瑞穂市で一番低い所につくる事は大変に危険ですし、施設がパンクした場合、どうなるのか、まさに全市のト

イレが使いなくなるという状況になります。オキシデーショントッチ法、瑞穂市が計画している、水害になると汚物が、あたり一面に広がります。だからこそ災害上も処分場の分散化が必要になってきます。

2番目に処理場の分散化をすると管路建設費が安くなります。下畑に最終処理場を集中させるということは管路が長くなって、費用が多く掛かります。建設費用の80%強が管路建設費ということですね。処理場を1箇所にする事はそこへ継ぐための管路が太くて大きくなりますし、管路が長くなればなる程、悪臭対策がより必要になってくるということで、昔は、自分の家の汚物は自分の畑へまいて処理するというもので、現代ではそういうのは無理でしょうけれども、基本的には発生地に近い所で処理すべきだと思います。維持費については、処理場の集中を図ったほうが安くなりますけれども、管路の長短の費用の差額と処理場の集中と複数化の維持費用の比較がされていません。そういう中で、集中処理場30年計画は、建設も4期に分けて工事される予定ですが、全てを継ぐ予定で最終部分の太い管路を設置しながら、接続希望がなければ途中でストップすると言っていますけれども実際に太い管路を造った以上、途中でやめる事は非常に難しいのではないかと思います。たとえストップしたとしても、土地自身と太い管路が非常に無駄といったことになります。今、下水で一番困っているのは本田地区だと思います。本田地区は五六川と本田団地との間にだけの処理場を礫間方式で設置したらどうでしょうかということで私は提案させていただきたいと思います。本田地区は土地が低なので、礫間方式なら処理槽を建物の2階におけば対水害上も大丈夫ですし、汚水をポンプで送り込めば良い。ただしポンプの電源の位置を高くする必要ですが、処理後の水は五六川へ放流すれば良い訳です。現在、本田地区の単独浄化の集合処理場は、五六川の水位が高いと流れないという問題があるということをお聞きしていますけれども、それも一度に解決できます。礫間接触酸化法は、市の計画のオキシデーショントッチ法より維持費も安く、位置を高くすれば水害にも強いそういった施設です。下畑へ管路を引く市の下水道計画は、本年から始めるとしても実際に使用出来るまでには長期の年数が掛かります。緊急性が要求される本田の団地については、地区別の処理場をつくれればもっと早く活用できます。その上、本田団地だけでということであるならば、接続率は100%ということで。土地の確保が難しいのであるならば、大月の土地も少し管路が長くなりますがそういったことでやれると思います。礫間接触酸化法なら5,000㎡で約2,000人分の処理可能です。

3番目に、人口が集中していない地区及び合併浄化槽の設置出来る地区については公共下水道の必要はありません。理由はですね。公共下水道でなく、単独浄化槽だと水質に問題があるため、高度合併浄化槽の推進が必要であると思います。審議会では、個人に任せると合併浄化槽への移行が進まないとしていますけれども、いかに迅速に移行させるかが、ほとんど検討されていないの一言です。例えば大野町の場合、高度合併浄化槽を推進するために、設置には40%国と県と町で各1/3づつを出しているわけですが、大野町の場合、さらに町独自で50%を補助を出して合計90%の補助をして高度合併浄化槽を進めています。例えば、設置に100万円かかるとするとトータルで90%の補助があつて、個人負担は約10万円ということで済むわけですが。更には、単独浄化槽から高度合併浄化槽への切り替えにあたって9万円の補助をし推進を図っています。大野町の場合、年間200から280件が合併浄化槽へ移行しています。町の負担額というのは、年

間1億3千万円～2億2千万円程ということです。合併浄化槽への移行が進むと水質がどうなのか心配になりますが、実際、大野町の検査では、BOD生物化学的酸素要求量は2.0を切っており、昨年の春のBODは1.5の状況です。これは公共下水道と何ら遜色がありません。合併浄化槽については、非常に機能が厚くなってまして、今では生涯保証制度の保険制度もありますし、維持管理制度もできています。

4番目に人口減少化に伴う財政への懸念があります。瑞穂市でも10年後に減少するといった市の統計が出ていますけれども、多大な費用と時間をかけて集中処理場へ下水道管を設置する必要はありません。既に全国的にも公共下水道よりも高度合併浄化槽への流れになっています。瑞穂市の下水道事業が遅れてきた事は逆に非常に幸いということも言えるのではないのでしょうか。市の計画の建設予定金額360億円うち147億円は国の補助金ですけれども、60年間の総額は利息の100億を加えると460億円になります。更にそれに加え維持管理費がかかります。接続率の見込みは先ほど公述人1さんが言われましたけれども10年で70.7%、30年で86.4%で計算しておりますが、瑞穂市は転入新築が多く高度合併浄化槽が進んでいます。また国の動きとして、そういう中で法的に接続義務をなくすといった事も検討されています。法改正があれば、更に接続率が下がります。全体を通して市の接続率に対する計算が甘いと言わざるを得ません。これでは、当初計画の60年では返済できないと思います。

5番目に審議会の進め方の問題があります。今日、審議会のメンバーであった方もみえるようですけれども。審議会は、6回の審議でその延時間は11時間と35分です。その中で1、2回については当日、審議委員の方に書類が配られたようです。3回目からは、事前に郵送されたようですけれども、これでは事前に十分な検討は出来なかったと思います。また5回目と6回目についてはいわゆる答申書の文案づくりで、実質的な検討時間は8～10時間と言ったところです。審議委員のメンバーが全員下水道のプロであるならばいざ知らず、よくこんなに短い時間で360億円余りの大型事業の審議をするものと非常に驚いています。こんなに短時間で審議させることは、市側に問題があったのではないかと思います。

審議会の方は、実際の見学はですね、各務原のオキシデーションデッチ方式しか見学されていません。その他の礫間方式や土壌方式などいろいろありますけれども、そういったことを全然見ておられないということです。まさに3ヶ月の中でやったと。

現在、少子高齢化の下、福祉や医療、教育にこれ以上にお金がかかります。今のままの計画で下水道にお金をかけすぎ、他の必要な施策へ廻すお金が圧迫されます。現在、高度経済成長の時とは違いますし既に決めた事だから何がなんでもこの計画で進むのは危険ですし、将来禍根を残す事が考えられます。この計画がそうだとは言いませんけれども、事業総額が多少増えても国の補助金があるから、交付金があるからと言う甘い考えがあっただけではないと思います。私達は瑞穂市民であると同時に日本国民であります。民間では当然ですが、事業総額を押さえ、市の負担も減らし、国の補助金、交付金もより少なくなるようにしなければなりません。私達の子供や孫たちが借金を背負いこませないように努力が必要だと思います。最後にですね、今日のこの公聴会が瑞穂市が合併してから初めてだと思います。規約上、問題があると考えますが、議長が下水道を推進する立場の人であるのはおかしいのではないですか。普通中立の第3者、議長をお願いするのが公正だと思います。

ます。今後は、公正な運営が出来る規約にしてほしいと思っております。公聴会はやった、内容の検討はどうでもいいんだ。これで、法的に事業化申請が出来るという事で、公聴会を単なる儀式としないように強くお願いします。

【議長（弘岡部長）】

公述人3様、ありがとうございます。続きまして、公述人4様、公述場所にお進みください。

それでは公述をお願いいたします。

【公述人4様】

公述人4、〇〇歳。住まいは瑞穂市〇〇。いわゆる今般の候補地のすぐ隣に住んでおります。最初に私は下畑地区における今般の下水道事業計画に断固反対します。候補地の白紙撤回を強く求めたいと思います。私たちの自治会である下畑自治会長の同意も得ておりますので、これまでの経緯と市のそれまでのある意味不誠実さその辺を今までの経緯を踏まえながら、反対意見を述べさせていただきます。一市民として一下畑自治会員として述べさせていただきますと思います。

市や議会は、平成23年12月の下水道推進特別委員会この会を秘密会として終末処理場建設の候補地を下畑地区に決定をいたしました。そして、その直後に当時の下畑自治会長に説明会の開催を要求してきたと聞いております。その強引な要求のため自治会長は急遽、臨時の自治会総会を開催して協議をいたしました。その結果、事前に何の通告や相談もなく、一方的に下畑を候補地に決定したと、これについてですね承服することはできないということで断固反対、白紙撤回を満場一致で決議をいたしました。この臨時総会の前に、自治会員でもある15名の地権者のみなさんも同様の反対の意思を表明されております。これらの自治会員あるいは地権者の皆さんの総意も市に通告をし報告をしておりますけれども、市は私達のその決議、総意に反して、徹底的に無視をしていたと思っております。

そして、平成26年4月の下旬。自治会への事前の何の連絡や相談もなく、突然に瑞穂市公共下水道及び下水処理場候補地に関する説明会のご案内と称した説明会を強行してきました。しかし、この説明会には自治会員全員が不参加という形で、強い反対意思を示したと。これについてはですね平成26年4月25日付けの中日新聞に掲載された記事にはですね、説明会に参加0地元住民が反発となっております。これが事実です。その市は、やはり事前の予告もなく自治会員への個別訪問や地権者を対象にした説明会あるいはその個別訪問などを繰り返しています。力づくで自治会員や地権者を分裂をさせて、内部からの崩壊を促すというような行為を平然と行っています。私たちはそのようなやり方に対して、そのまま見たままで何も行動しないとですね、暗黙の了解を得ていると勝手に判断されては困りますので、昨年平成26年の9月に臨時総会を開催いたしました。その出席者による記名方式で終末処理場の建設及びその候補地について、賛成意見と反対意見の確認をいたしました。その結果、出席者51名のうち、反対が48名、賛成が1名。棄権が2名、圧倒的多数で反対を決議いたしました。ちなみにこの時の委任状が23件ございました。当然、この結果を市に報告してございましたけれども、市は委任状の23件の意見は反映さ

れているのかどうか疑問といったようなクレームがあったそうです。まだ現実を認めない姿勢に漠然とするものです。自治会は改めて自治会員に全戸に反対の署名押印を求めました。そして、90%の反対意見を改めて得ることができました。その結果は平成26年10月の末、市長宛にそれから議会議長宛てにも提出しておりますので、関係の議員の方、あるいは市の関係の方々も十分ご存知だと思います。

この事業の総事業費用は360億とも400億とも言われています。一部国庫の補助があるとしても、何十年も市民が借金を背負って加えて維持管理費に苦しむこととなります。高齢化の医療や介護費などの負担増に加え、このような事業の負担を次の世代に送るべきではありません。なぜこんな大規模な下水処理場が必要なのでしょう。なぜ遠くのし尿や下水を下畑で処理をしなければならぬのか。需要のある必要な地域に必要な大きさの処理場でいいじゃありませんか。少なくともですね税金の無駄使いはやめていただきたい。迷惑施設の下水処理場を受け入れる代わりに、何かを要求すればよいなどという議員もいるようです。私達は別に見返りを要求したいと思っていません。私達がほしいのは白紙撤回、全面的な白紙撤回だけです。そもそも堀市長は迷惑施設と思っていないようです。長期間になると思われる工事の騒音、工事車両の増加による危険ゾーン、振動、臭い、害虫の発生、地震、水害などの倒壊の不安。行政が私達にですね不安や迷惑をかける権利はないと思います。市は想定問答集で臭いも出ないし、地震や災害にも耐える構造だから大丈夫などと答えております。しかし、何年後に何かが起こった場合、いわゆる想定外として誰も責任をとらない可能性もあると思います。結局は私たちがですね住民が出られなくなる。今回公聴会が開催されて地元住民の意見が無いということになったらですね、要は建設をするだろうと思いましたが、公述人に応募いたしました。私は候補地の近所に住んでいるという単なる素人です。学者でもありませんし、下水道の知識も何もありません。何がベストかという判断はできません。私はお願いしかできません。白紙撤回をお願いするだけです。平成25年5月1日の中日新聞で、堀市長は候補地に選ばれた自治会が反発している件について、地元で説明会を開き理解を求める。任期の残り2年弱でめどをつけたいと語っています。みなさんは地元で理解を求められたとお考えですか。私達は理解は全くしておりません。市長の任期よりも、地元住民の理解を優先するべきだと思います。

最後に、下水道推進特別委員会秘密会の議事録を入手しておりますので、一部引用させていただきます。都市計画を打つということですから、収用の手続きをするということは、最終的には強制執行ということの手続きができる云々。さらにまず都市計画決定を打つ目的は、まずその位置を決めて、収用法の適合をどうしても受けたいということでございます。もうここと決めたら、反対者が数名みえても強制執行ができると云々。また、委員会の委員である某議員は、反対された方に対しても、ある程度の好条件を提示しながら説得に入り込んで言って返事させる云々などと発言しています。まあ議事録をみる限りではですね、この処理場建設のためであつたらいわゆる住民の感情などは強制執行で粉砕すればよいというふうに考えているとしかみえません。この公聴会がですね筋書きのある儀式、まさに要は結論があつてまさにこの公聴会を開いている、それが分かつてこの公述も問題だと思ふんですが、要は筋書きのある儀式の一部だと思ふとやりきれなくなる。この公聴会における住民の意見を反映するのか反映しないのかというのはですね。都市計画法第16条には、いわゆる任意となっているようです。ですから、まあ反映されるのかわか

りません。任意ですから。ただ良識のある議員や市の幹部のみなさんには私達の意見を正しく反映していただけるものと期待をしていたしております。よろしく願いいたします。
以上、私の公述を終わります。ご清聴ありがとうございました。

【議長（弘岡部長）】

公述人4様、ありがとうございました。お席にお戻りください。続きまして、最後になりますが、公述人5様、公述場所にお進みください。

それでは、公述をお願いいたします。

【公述人5様】

瑞穂市〇〇公述人5〇〇歳です。私は協働のまちづくりの立場から意見を述べさせていただきます。当事業は瑞穂市にとって、かつてないと思われる巨大プロジェクトであり、これに対して計画立案から審議並びに策定に至る過程における市民参画の実績が極めて乏しいのではないのかと思われますので、改めて市民と行政並びに議会との協働が実現できることをお願い申し上げます。具体的には、既にご案内のように市民が主役を旗印に平成24年4月1日に瑞穂市の憲法と位置づけられるまちづくり基本条例が施行されました。これがその時紹介されたパンフレットです。市民が主役。これは大変画期的なもので、今までの古い慣習を改めて、市民が主役となる新生瑞穂市が鮮やかに脱皮できるしくみが出来上がっていることです。しかしながら、施行されてもう2年以上になりますが、当条例に挙げる協働の実現は残念ながら未だ道半ばとなっているといわざるを得ません。その意味においても、このプロジェクトは、規模、内容、時間において市全域を挙げて徹底的に取り組む、まさに市民議会行政が文字通り一丸となって協働を実現する絶好の機会ではないかと考えます。指導的立場の行政こそがこのような機会を通じて市民の参加を主導し、市民の自覚、自立を育み醸成することで最大限の努力を発揮していただくということを強く求められるのではないのでしょうか。

当事業全体計画が平成24年3月に発表されました。こんなに膨大な資料です、これは一部です。同時に1ヶ月遅れでまちづくり基本条例が施行され、時系列的にはこちらのほうがちょっと早かった。当計画は先行しましたが、その前から第一次総合計画というものがありまして、これが2004年から2015年、平成18年に出来ました。これです。この中に多数のページを割いて市民が主役のまちづくり第6章、とりわけ第2節では協働のまちづくりを高らかに表明し、その理念は早々に発信され関係者には周知されている既定の事実であります。当計画推進にあたり、行政サイドから市民への働きかけは23年度から24年度にかけて、小学校区地域ごとに20回以上にわたって説明会があり、同24年度にはアンケートが実施されてきました。しかしながら既に、計画策定ありきの感じで、膨大な全体計画、審議会での活発な協議内容からみれば、誠に簡素な内容でした。参加者の意見や提案を検討し、そこでそれを受け入れられるものではありませんでした。それは全体計画が公開されていない当時の市民の理解レベルではやむを得ないものであったと思います。残念ながら市広報特集によって全体計画が市民に紹介されたのはその説明会が過ぎた後のことでした。24年9月に広報に全体的計画が紹介された。これが、何回も行われた説明会の後でした。また、26年9月にはパブリックコメントが実施されましたが、

コメントに対して十分なオープンな開かれた対話が行われているとは思いませんでした。行政サイドから市民への働きかけやあり方を感じられるのは、市民との十分な対話、協議を徹底する姿勢が極めて不十分であったわけです。同様なことは市民サイドにおいても市民双方の会話が盛り上がることはありませんでした。市民の不勉強であると言えればそれまでですが、そんな時こそ行政サイドからのきめ細かい働きかけによって、市民が計画策定に参加できるレベルへの知識、意識高揚施策があればそれこそが息の通った市民の協働ではないでしょうか。

25年5月に協働の大きな実績として、市制合併10周年記念事業実施にあたり、計画から実施までの市民主導の進め方による成果が高く賞賛されました。対象が祭典的で協働にふさわしい事案だからできたのではないのでしょうかということもありましたが、しかし市民個々の深い関わりからみれば、当計画は市民生活そのものであり市民参画の価値、必要性はまさに協働の対象としてふさわしく十分に匹敵に値するものと思われまます。一方、大月運動公園の事案がありましたね。あれは計画策定の過程における市民参画が十分でなかったため、あの顛末を見ればその教訓は学習してしっかりと活かさなければならぬと考えます。

今改めて市民の皆さんに次のようなアンケートを行ったらどのような結果がでるでしょうか。

一つ、あなたは全体計画をよく理解できていますか。

一つ、あなたは策定計画に際して市民参画の協働が実感できていますか。

一つ、あなたは計画案に示されている接続促進案に賛同して積極的な行動、すなわち率先して下水に接続しますか。

一つ、あなたは既に合併浄化槽を設置している世帯への対応に公平性は確保できると思いますか。

一つ、あなたは将来の気候異変、巨大地震等への防災対策、高齢化の福祉対策、老朽化が進むインフラ保安対策、今後の費用増大、並びに国の交付税会計の逼迫に対する市財政の困窮が今後想定される中での巨大事業推進に不安はありませんか。

などをお尋ねしたら、多分これは大変厳しい結果がでるのではないのでしょうか。このような状況の中で、この一大プロジェクトをこのまま進めてもよいのでしょうか。

そこで、提案があります。では、具体的にどのように進め方がよいのか。十分な協議をする必要がありますが、一つの提案として、先ほども言いました10周年記念事業実行方式、これは大変成功した事例です。これに見ならって瑞穂市汚水処理計画推進実行委員会を結成し、市民相互の対応を徹底し、自治会などと連携して、市民レベルでの合意形成を目標とします。このような機運があつてこそ、まちづくり基本条例第4条に示すまちづくりの基本理念、本市における市民が主権者であるまちづくりは、次に掲げる事項を基本理念とします。1 市民、市議会及び市の執行機関の協働によること。2 市民一人ひとりの人権が尊重され、かつ、その個性及び能力が十分に発揮されること。3 市民の自主的かつ自立的な参画及び男女共同参画が保障されること。非常に明解ですね。このような基本理念が現実のものとなり、それぞれがはじめて事業実現への流れうねりとなって前進に繋がっていくのではないのでしょうか。ちょうど現在第2次の10ヶ年総合計画策定作業が進められようとしております。新しい観点からの見解確認も十分に考えられる機会であり、その整

合性も当然求められるところです。従いまして今一度立ち止まって、協働を合言葉に市民が主役となる進め方を、担当部署だけではなく行政全体で再構築していただきたいと節にお願いいたします。今私たちが瑞穂市民として一番大切に求められることは、当事業を自分たちの課題、問題として受け止め、自主的に自立して行動を起こす自覚ではないでしょうか。まだ、時間が余ったようですから、計画策定に関して非常に大切な条文がありますので、みなさんご存知だと思いますが、第17条です。市の執行機関は、地域における総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想及び個別行政分野の基本計画の策定等を行うに当たっては、前条第1項各号に掲げる方法を用いて、市民がそれらに参画する機会を保障します。はっきりしてますね。

私からは以上です。

【議長（弘岡部長）】

公述人5様ありがとうございました。お席にお戻りください。

以上で、本日の公聴会での公述はすべて終了いたしました。

公述人の方々におかれましては、貴重なご意見、誠にありがとうございました。また、傍聴していただきました皆様方におかれましては、議事進行にご協力いただきまして、ありがとうございました。それでは、司会にお返しいたします。

【司会（鹿野部長）】

議事進行ありがとうございました。

本日の公聴会にありました、公述意見と公述に対する瑞穂市の考え方を、市のホームページで今後公開する予定をしております。公述人の方のお名前については、非公開とさせていただきます。

また、本日の公述意見につきましては、都市計画案作成の参考にさせていただきますとともに、都市計画審議会に市民からの意見として付議させていただきたいと考えております。

今後の予定としましては、都市計画法第17条に基づく計画案の縦覧を3月上旬に、都市計画審議会を3月下旬に予定しておりますことを申し添えさせていただきます。

これもちまして、瑞穂市都市計画公聴会を終了させていただきます。ありがとうございました。